

2023年  
11月1日  
第476号



# JR東海労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5  
Tel 03-3201-0350 FAX 3201-0351  
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 淵上 利和  
編集人 高山 浩

http://jrroukairou.sakura.ne.jp/

## 袴田さんの早期完全無罪を勝ち取るぞ！

### 各団体の協力の下、集会を開催！

JR東海労は10月29日、浜松市民協働センターギャラリーで「袴田さんの早期完全無罪を勝ち取る10・29集会」を開催しました。集会には、組合員・OBをはじめ、JR総連東海地協の仲間、協力団体からは「浜松 袴田さんを救う市民の会」「北川好伸さんを支える会(天竜林業高校を考える市民の会)」「部落解放同盟静岡県連」「狭山事件の再審を求める東三河の会」や市民、報道関係者も含め、総勢90名が参加しました。

また、各方面から多くのメッセージが寄せられました。袴田さんの姉の秀子さんからは、本集会に向けたビデオメッセージが届きました。淵上委員長の主催者挨拶の後、来賓のJR総連八幡副委員長、同東海地協細川議長、平野謙沼津市議より挨拶をいただきました。

続いて、弁護団の西澤美和子弁護士より、「ねつ造された5点の衣類で死刑判決―再審公判の争点」と題した講演を受けました。その後、天竜林業高校事件の北川好伸さんの挨拶、「浜松 袴田さんの挨拶、一浜松 袴田さん代表の寺澤暢紘さんからの報告、事件当日に現場(東海道線興津く清水間)を通過した列車運転士であった坂倉文夫さん、鈴木征勝さん、丹羽康夫さんより報告がされました。

質疑・討論、まとめを行い、集会アピールを全体で確認し、集会は成功裡に終了しました。

平野謙沼津市議 平和、憲法、人権は政治の責任として取り組まなければならない。正義を取り戻せる社会にするべきです。

西澤美和子弁護士講演 5点の衣類について 事件発生(1966年6月30日)の1年2ヶ月経過後、みそタンクの中から5点の衣類(ズボン、スポーツシャツ、半袖シャツ、ステテコ、ブリーフ)が発見されました。第一審判決では、付着していた血液型が袴田さんの血液型と一致していること、ズボンの端布が袴田さんの生家から発見されたなどを理由に有罪と



淵上中央執行委員長 5団体や地元OBの協力を得て、今集会を開催することができたことに感謝します。私たちは、労働組合員であり一国民です。国民の1人として、袴田さんの無罪を勝ち取らなければなりません。

JR総連八幡副委員長 浦和電車で7名が逮捕されました。国策弾圧です。全国で闘いを展開してきます。JR総連は、冤罪のない社会を目指し闘っていきます。袴田さんの再審開始を求める署名を全国で取り組みました。袴田さんの早期無罪のために共に連帯して闘います



また、発見された衣類の血痕は赤くなっています。袴田さんはみその仕込み作業があり、これより後に衣類を隠すことは不可能です。袴田さんはみその仕込み作業後の8月18日に逮捕されました。仮に、袴田さんが衣類を隠すとしたら、事件発生からみその仕込みまでの期間しかありません。そうする



10月27日第1回公判の傍聴券抽選に参加

**メッセージをいただいた方々**  
小山展弘衆議院議員、社民党浜松総支部鈴木祐一代表、憲法九条を護るいわた市民の会、袋井市議会竹野昇議員、浜松市議会馬塚さやか議員、東日本旅客鉄道労働組合佐藤英樹中央執行委員長、JR北海道労組本部OB会武川隆二会長、東日本旅客鉄道労働組合OB会、JR西労OB会、美世志会  
**大変ありがとうございました**



会場内には多くの展示品

と、衣類の血痕の色は赤いままとはなりません(黒くなる)。逆に、みその色が染み込まなかったとなると、発見直前に衣類を入れられた疑いが生じ、身体拘束をされていた袴田さんが衣類を隠すことは不可能です。ここが重要な論点です。

# 満額回答は十分可能だ！ 年末手当交渉始まる

本部は10月23日、2023年度年末手当に関する第1回団体交渉を行い、労使双方、趣旨説明を行いました。組合からの趣旨説明は以下の通りです。

会社は連結で令和5年度第1四半期で純利益905億円を発表した。昨年の令和4年度第1四半期で470億円だったことから最高益に近づく

黒字に転じた。明らかにコロナ禍ではあるが、経営状況が改善する証左である。また、会社は運輸収入予測を2018年度比で年度末には85%戻るとしていたが、実績は91%であったことを明言している。

このことは現場の社員の計り知れない苦勞によって実現できていることであり、2023年度年

末手当を取り巻く状況は、社員にとって明るい材料のひとつであり、大きな期待を寄せている。しかし、会社は協約改訂交渉の回答時に「増収・増益の決算となつてい

るものの、当社を取り巻く経済状況・景気動向は引き続き極めて厳しい状況である。」と挨拶を行ったが、その一方で、「健全経営と安定配当」と、

オウム返しのような発言を繰り返す。無駄な投資とも見えるリニア建設を進めている。新型コロナウイルス感染症の第9波が到来して

超過勤務手当の支払いがされていないことから、本件期間の2020年10月〜2023年11月まで

## 空白勤務による未払い賃金を支払え！ 大運分会組合員が提訴！

大阪運輸所分会組合員12名は10月26日、会社が予備月に空白勤務を指定したことにより、変形労働時間制の要件を満たさ

ず、それに伴って発生する超過勤務手当の未払いに対して、大阪地裁に提訴しました。

新幹線乗務員の場合、1ヶ月単位で変形労働時間制が採用されていますが、空白勤務が指定されたことにより、変形労働時間制の要件が満たされず、通常(原則)の労働時間制度としての労基法が適用され、法定労働時間1日8時間、週40時間を超えるものには超過勤務手当として支払わなければなりません。

しかし、会社からその

は、社員にとつて明るい材料のひとつであり、大きな期待を寄せている。しかし、会社は協約改訂交渉の回答時に「増収・増益の決算となつてい

いると言われている。組合員・社員はコロナウイルス感染に怯えながら、何ら平素と変わることもなく業務を遂行し、安全・安定輸送を担ってきている。また、食料品や光熱費は軒並み値上がりし、また、ガソリン価格の高騰が持続され、家計を直撃している。

## 作業のための移動は労働時間と認めず 新幹線関西地本がSEKと団交

新幹線関西地本は10月11日、新幹線エンジニアリング株式会社(SEK)と団体交渉を行いました。

これは「総合事務所棟の2階にあるSEKの更衣室で作業服に着替

え、保護具等を着用して(5分×2回)、台車交換のある日は台車庫の西端にある始業点呼場まで徒歩で移動し(10分)、

台車交換が無い日はバス庫の近くにあるSEK総合作業場(3分)で始業点呼を行っているため、

点呼前に作業開始に必要な点呼前より徒歩時分は労働時間であり、未払い賃金を請求する」との申し入れに対する団体交渉

です。申し入れに対しSEKは、「業務に必要な時間は労働時間として処置し

の苦勞によって積み上げられてきた多大な内部留保金もあり、年末手当を低額することは認められない。逆に、このような時だからこそ、人材を最大の経営資源と捉えているならば、組合員、社員への期待も含めて年末手当を支給するべきである。

以上のことから、会社は真摯に現場社員の苦勞に応え、申し入れの通り、満額の回答をすること。

ており、未払い賃金は存在しない」という不誠実な回答でした。

また、この交渉の中で、以下のような、現場実態とかけ離れたデータ的な回答をしました。

- ・ 面着札は出勤遅延防止のため、強制ではない。
- ・ ロッカーは便宜上、設置しているだけであり、使用するかどうかは自由である。誰が使用していないかは確認していない。しかし、セキュリティ上鎖錠確認はする。

・ 始業点呼場と終了点呼場が違うのは個別の作業指示があるため、これができれば同じ場所に

構わない。

## 職場改善勝ち取る！ 新幹線地本がシムックスと団交

新幹線地本は9月29日、組合員の出向先である警備会社・シムックスと第2回団体交渉を開催しました。

シムックスは、団体交渉を開催する前に組合からの要求書に踏まえ、布団乾燥機の現場設置と社員証の装束変更を実施しました。

組合からは、各現場が慢性的な要員不足に陥っている現実を変えるために、要員確保に取り組むよう強く迫りました。併せて、新規採用・離職対策として、福利厚生

の充実も重要要件であること指摘しました。また、拘束時間外である自己の時間に行っている上番・下番(出勤・退勤)報告を失念しても処分対象にしないことを要求しました。

シムックスは、組合要求に対して「『上番・下番報告』は、労務管理において必要なものであり、廃止は考えていない」と回答しましたが、処分

の根拠については示すことができませんでした。そして「現場ごとのルー

ルを変えつつもやはりない」と回答しました。

これに対し、組合は「現場ごとのルールは、営業所が会社主導で決めたものが多く、その変更を現場労働者が変えるのは難しい。だから労働組合があり、改善を求めて交渉している」と「会社はそれを受け入れ、職場改善に取り組むべきだ」と訴え、会社が責任を持って、現場労働者の要望を受け止め、改善を図るよう努力するように要請しました。

団交終了後に、組合員が現場に出勤すると「上番・下番」に関する処分の掲示は撤去されてい

ました。

また、仮眠用の布団を何年も交換していない現場については、早期の交換もしくは洗濯をするよう組合が要求したのに対し、シムックスは「調査し、対応する」との回答

でしたが、団交終了後、営業所より現場に対して「仮眠用の布団を近日常に交換する」との連絡がありました。

あり



本日！空白勤務による未払い賃金に対して提訴！  
分会組合員12名で提訴！  
大阪運輸所分会